

に出つゝ云ふ事は見當違ひである。高言を吐き、同志會を彈壓せんとする肚裏であつたに拘らず、それが今回「ストライキ」の原因となつた形勢に鑑み、「慌しく」なつて彼が當面の責任を廻避しやうとする手段として僕が七月五日會見した時聞いてゐるゝ事までレイ

レイしくも言ひならべてゐる。
即ち岡田専務が語るが如く個人の政治運動は差支ない。云ふのであつたこすれば、所謂七月五日社報附録にその考慮した一半を示すであつたであらう。それがないため、書き現す事が出来ないやうに従つて彼が記者に語れるが如きは「嘘言」であつて、今更彼岡田専務が專斷、過大であつた事が爭議團に對し依り悪い感じを與へつゝある。

要するに彼が己の勢力を擴大せんとした端緒より「ストライキ」を誘起せしめ又彼が今回組合に對しよりし行爲は明かに他の重役諸公を無視したやりかたがあると言はざるを得ない。僕が今は社員でないこしても株主として、此責任を明かにする必要を感じる者である。縱へ澤山な誠首者を出して、致し方がない、吾等が正しい主張を固守し、南海從業員永遠に幸福の爲め戰つて見せる考へである。

發行所 南海同志會

大阪府泉南郡麻生郷村
大字海塚一五〇ノ一
印刷所 谷川印刷所
大阪市北區木幡町五九
印 刷 人 榊原 豊
發 行 人 榊原 豊
電 話 北五五〇六番

(毎月一回一日發行)

一 論 代一

一 部 金五拾錢 (郵稅二錢)

六 部 金貳圓九拾錢 (郵稅共)

拾 貳 部 金五四七拾錢 (同)

(但シ會員ニ限り贈呈ス)

昭和二年十月廿五日印刷

昭和二年十月廿八日發行

- ◇年功加俸制定に關する件
- ◇忌引の件職員と同様にされたし
- ◇徵罰方法合理的にされたい
- ◇年別昇給額を造り日給一圓まで年二回各自に實行し最低昇給を十錢こされたし
- ◇養老退職賜金に關する件
- ◇欠勤者に對し月末賞與金引去の件
- ◇一般從業員にして公休制定なき者に對し一ヶ月に四日の公休を與へられたし
- ◇私病にして七日以上欠勤者に日給半額を支給せられたし
- ◇食堂掛員満十八才以上にして三ヶ年勤続者は社雇にし同時に日給年一圓二十錢こされたし
- ◇半期賞與増額の件

南海同志會第五回大會議案

五月二十、二十一、二十二日 於 濱寺公會堂

七月十三日

於 大濱公會堂

- ◇組合彈壓に關す聲明書協四
- ◇不當解雇絶対反対
- ◇第五回大會議案即時實施要求
- ◇定期昇給實施要求